

社会福祉法人白老宏友会

職員給与・臨時職員等賃金補足規程（福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金）

（目的）

第1条 この補足規程は、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金による福祉職員の賃金改善を目的とした職員給与規程、臨時職員等賃金規程を補足して取り扱う。

（交付金手当）

第2条 交付金手当は、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金をもって毎月支給するもので、支給する職員及び支給額は次のとおりとする。

(1) 支給は全職員を対象とする。

(2) 支給額は下記の通りとする。

常勤職員・・・月額 8,200 円

非常勤職員・・・月額 2,000 円

(3) 前項の規定に加えその月初めに在職する者を対象とする。しかし実働日数が10日未満のものは半額の支給とし、職員が休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日の期間、全日数にわたって出勤しないときは交付金手当を支給しない。また、月途中で退職となった職員についても支給しない。

(4) 災害や諸事情により、サービス利用に変動があった場合や、サービス報酬単価の改正等によって支給額の変更があるものとする。また、年度末において交付金の内容によって一時金を支給する場合がある。

(5) 理事長が必要と認めた者は交付金手当を、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金外の予算から支給することがある。

附 則

この補足規定は、令和4年3月16日に制定し、令和4年2月1日より遡及して施行する。